

令和8年3月吉日

お客さま各位

群馬県信用組合

「Bank Pay取引規定」改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、当組合では、令和8年5月11日よりことら送金の特定用途送金（義援金、支援金、救援金の寄付）を開始することに伴い、「Bank Pay取引規定」を改定いたします。

なお、改定後の新规定につきましては、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、ご了承ください。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

令和8年3月31日（火）

2. 対象となる規定

Bank Pay取引規定

3. 改定内容

「新旧対比表」をご参照ください。

B a n k P a y 取引規定 新旧対比表

が改訂箇所

頁	旧	新	改訂理由等
<p>1</p> <p>4</p> <p>5</p>	<p>第1章 Bank Pay 取引</p> <p>1.～3.省略</p> <p>4. (Bank Pay 取引契約等)</p> <p>(1)～(2)省略</p> <p>(3) 前二項により Bank Pay 取引契約が成立したときは、その成立に先立って利用者によって次の行為がなされたものとみなします。</p> <p>① 当組合に対する売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。</p> <p>② BP 加盟店銀行、BP 直接加盟店または BP 任意組合その他の機構所定の者（以下、本条において「譲受人」と総称します。）に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る利用者の抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当組合は、当該意思表示を、当該売買取引債権の譲受人に代わって受領します。</p> <p>(4) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関して BP 加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</p> <p>(5) 本条の規定は、第1条第2項又は第1条の2第1項に基づき売買取引債務につき立替払が行われる場合（以下「立替払方式の場合」という。）には適用されず、次条に定めるところによるものとします。</p>	<p>第1章 Bank Pay 取引</p> <p>1.～3.省略</p> <p>4. (Bank Pay 取引契約等)</p> <p>(1)～(2)省略</p> <p>(3) 前二項により Bank Pay 取引契約が成立したときは、その成立に先立って利用者によって次の行為がなされたものとみなします。<u>ただし、BP 加盟店と BP 加盟店銀行その他の者との間の取り決めにより、売買取引債務に係る債権の譲渡が行われない場合は、第1号の行為のみがあったものとみなします。</u></p> <p>① 当組合に対する売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。</p> <p>② BP 加盟店銀行、BP 直接加盟店または BP 任意組合その他の機構所定の者（以下、本条において「譲受人」と総称します。）に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る利用者の抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当組合は、当該意思表示を、当該売買取引債権の譲受人に代わって受領します。</p> <p>(4) 前項第2号の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関して BP 加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</p> <p>(5) 本条の規定は、第1条第2項又は第1条の2第1項に基づき売買取引債務につき立替払が行われる場合（以下「立替払方式の場合」という。）には適用されず、次条に定めるところによるものとします。</p>	<p>収納委託方式追加に伴う追加</p> <p>収納委託方式追加に伴う追加</p>

Bank Pay 取引規定 新旧対比表

が改訂箇所

頁	旧	新	改訂理由等
10	4の2.～12.省略 第2章 Bank Pay ことら送金 13. (適用範囲) 本章の規定は、当組合が提供する <u>個人間</u> の少額送金サービスである「Bank Pay ことら送金」(以下「BP ことら送金」といいます。)を機構が提供する利用者アプリを通じて行う場合に適用されます。なお、本章において「利用者アプリ」とは、機構が提供する利用者アプリのみを指すものとします。	4の2.～12.省略 第2章 Bank Pay ことら送金 13. (適用範囲) 本章の規定は、当組合が提供する少額送金サービスである「Bank Pay ことら送金」(以下「BP ことら送金」といいます。)を機構が提供する利用者アプリを通じて行う場合に適用されます。なお、本章において「利用者アプリ」とは、機構が提供する利用者アプリのみを指すものとします。 <u>なお、BP ことら送金のうち、「特定用途送金」については、第26条の定めが本章の他の定め優先して適用されるものとします。</u>	特定用途送金開始に伴う削除 特定用途送金開始に伴う追加
14	14.～25.省略	14.～25.省略 <u>26. (特定用途送金に関する留意事項)</u> <u>(1) 特定用途送金とは、BP ことら送金のうち、株式会社ことらが別途定める取引(以下「対象取引」といいます。)に関して、特定用途送金の対象となる預貯金口座または資金</u> <u>移動業者のアカウント(以下「対象アカウント」といいます。)</u> <u>と登録預金口座との間で</u> <u>行う送金サービス(対象取引に係る送金が行われる場合において、当組合が当該送金に係る資金を対象アカウントから利用者の指定するアカウントに入金する行為も本サービスに含まれるものとします)を指します。</u> <u>(2) 寄付可能な用途または対象法人・団体の要件の詳細については、株式会社ことらのウェブページ(「ことら送金」利用者はこちら>使い方>ことら送金)を確認してください。</u>	特定用途送金開始に伴う追加
15	第3章 その他 26. (譲渡・質入れの禁止) 省略	第3章 その他 27. (譲渡・質入れの禁止) 省略	項番の繰り下げ

B a n k P a y 取引規定 新旧対比表

が改訂箇所

頁	旧	新	改訂理由等
	<p><u>27.</u> (規定の変更) 省略</p> <p><u>2024年12月18日</u> 現在 群馬県信用組合</p>	<p><u>28.</u> (規定の変更) 省略</p> <p><u>2026年3月31日</u> 現在 群馬県信用組合</p>	<p>項番の繰り下げ</p> <p>改訂日の追加</p>